

2018/12/03

子どもの命を守る～今私たちにできること・すべきこと～

小島法律事務所 弁護士 小島幸保

1 災害への備え

- 保護者・保育士との連絡方法は確立しているか。
- 地震はどの時間帯に起こるか分からない→起こる時間帯ごとの対策が必要
- 断水や停電が生じても支障はないか。
- 避難場所・方法の確認（乳幼児の避難行動の特性を前提に）
- スタッフ人員が少ない場合も想定しておく。

2 事故対策

- 刑事責任と民事責任
- いずれも過失（注意義務違反）の有無が争点となる。
過失の根拠となるのは、法令・通知・ガイドラインなど

3 児童虐待への対応

- 国民には通告義務がある。
- 児童福祉施設には、児童虐待を防止するための教育・啓発義務がある。

4 園児のプライバシーの保護

- 個人情報保護の基本ルールを理解する。
- 情報の取扱いについての教育・通知が必要である。
- 肖像の扱い（肖像権の問題）

5 保護者への対応

- 事故報告は、「連絡がつくまで」試みること！
- 経過報告は、「まとめて」ではなく、「随時」
- 報告するためには、情報収集が必要。なるべく客観性を持たせるよう意識する。
- そのためには、出来事の記録化を習慣にしておく。